

令和3年度 第2回埼玉県障害者施策推進協議会

日時：令和3年10月26日（火）午前10時～11時45分

場所：さいたま共済会館 501・502 会議室

出席委員：佐藤委員、曾根委員、大島委員、田中委員、八木井委員、羽生田委員、
田口委員、大井田委員、宮野委員、高野委員、山中委員、續委員、
小材委員、民谷委員、福嶋委員、長岡委員、関口委員、小野寺委員、
岡田委員 19名

欠席委員：平野委員

< 1. 開会 >

(司会)

定刻となりました。本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。ただいまから、令和3年度第2回埼玉県障害者施策推進協議会を開催します。私は、障害者福祉推進課 副課長の平(たいら)と申します。本日の会議に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

さて本日の会議には、委員総数20名のうち、19名にご出席いただいております。協議会規則第6条第2項により、本日の会議は有効に成立していることをご報告いたします。

また、当協議会は原則として公開としております。本日は6名の方が傍聴していらっしゃいます。

< 2. 課長あいさつ >

(司会)

では会議に入ります。

初めに、障害者福祉推進課長の鈴木からご挨拶申し上げます。

(障害者福祉推進課課長 鈴木)

皆さん、大変お世話になっております、障害者福祉推進課長の鈴木です。本日はご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、本県の障害者施策の推進にあたり、日ごろから格別のご理解とご支援をいただいておりますこ

と、あわせて御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者数については、減少傾向にありますが、感染予防に十分配慮しながら実施いたしますので、ご理解賜りたいと思います。

さて、昨年度、当協議会におきましてご検討、策定しました第6期埼玉県障害者支援計画については、今年度から計画年度がスタートし、はや6か月が経過しております。この間、計画の基本理念である「共生社会の実現」に向け、関係各課それぞれが計画に盛り込んだ施策を着実に進めているところです。委員の皆様におかれましては、こうした県の取組に対しましても、引き続きご支援賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、前回第1回協議会に引き続き、障害者支援計画にかかる重点課題についてご協議いただきたいと思いますと思っています。各ワーキングチームに分かれて議論いただいた内容についてご報告いただくとともに、意見交換をお願いしたいと思います。重点課題の検討を重ねていくことで、2年後に始まる次期計画の円滑な策定につながるものをご期待申し上げます。委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から忌憚のない意見を賜り、じっくり時間をかけてご協議いただくことをお願いし、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

議事に入る前に、本日の資料を確認したいと思います。

～配布資料確認～

(司会)

では議事に入ります。本協議会規則第6条第1項により、議長を会長をお願いいたします。では、佐藤会長、よろしくお願いいたします。

< 3. 議 事 >

(佐藤会長)

では議事を進めさせていただきます。議事の進行につきまして、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

議事の前に本議会規則第9条第2項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。本日、羽生田委員様と田口委員様、ご出席いただけていると思いますが、お二人をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

では皆様のお手元の資料にあります、議事の「(1) ワーキングチームの概要について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

では着座にて説明させていただきます。

資料1-1をご覧ください。「ワーキングチームの検討課題について」とあります。前回の第1回施策推進協議会で配布し、皆様からお認めいただいた資料です。若干おさらいになってしまいますが、令和3年度ワーキングチームで進めていくことについて、再度お話を少しさせていただきます。

障害者施策推進協議会の施策体系表で5つの大きな柱があります。こちらの大柱をワーキングのA、B、Cという3チームへそれぞれ割り当てました。Aチームでは大柱1本目、「障害者への理解促進と差別解消」を。そこに加えて、昨年度施策推進協議会の中で検討していただき、事業を行うこととなった「ヒューマンライブラリーの創設」を検討いただくこととなりました。Bチームは、大柱として課題2「障害者の地域生活の充実・社会参加の支援」、課題3「障害者の就労支援」を検討していただきます。Cチームは課題4「共に育ち、共に学ぶ教育の推進」、課題5「安心・安全な環境整備の推進」を検討していただくことが、第1回協議会で決定したところです。

第1回協議会が終わった段階で、委員の皆様から自分はどこのチームに入って検討したいかという希望票を出していただき、事務局でバランスをとった形で、委員の各チームへの割り振りを行いました。それが今回配布した資料1-2となります。

A、B、Cとチームごとに委員の割り振りをしております。Aチームは委員7名、Bチーム委員6名、Cチームも委員6名となっています。Aチームのリーダーは佐藤会長へお願いしています。7月に実施したワーキングでサブリーダーを決定していただきました。Aチームは田中委員にサブリーダーを、Bチームは曾根委員にリーダーを、サブリーダーは関口委員へお願いすることになりました。Cチームは大島委員にリーダーをお願いし、長岡委員にサブリーダーをお願いすることが決定しています。

前年度の推進協議会のときに、今後の進め方の中で委員からご提案がありました。なる

べく多くの方が参加できるワーキングチーム、閉ざされたものではなく開かれたワーキングチームにしてほしいというご要望がありました。どのチームにも委員の方は参加できる形となっております。早速第1回ワーキングチームでは、Cチームの長岡委員がBチームへ参加していただきました。また、佐藤会長にはオブザーバーをお招きいただき一緒に検討を進めるなど、開かれたワーキングチームを実施しているところです。

それぞれのワーキングチームで検討した内容については、これから各チームのリーダーからご報告がありますので、お任せしたいと思います。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

(佐藤会長)

ありがとうございます。今、事務局から改めてワーキングの内容、委員の方をご紹介いただきました。事務局からご説明があった通り、夏にワーキングがそれぞれ開催されますので、そのときの内容や今後の方向性について、皆様と協議をしていきたいと思えます。今、説明いただいたように、それぞれのチームのリーダーから、1つ1つ、A、B、Cとご報告させていただければと思います。

では「(2)ワーキングチーム検討結果報告について」ということで、私から報告します。今ありましたように、今期の計画では「理解を深め、権利を守る」という部分で「相互理解の強化、差別解消の促進、権利擁護の取組の充実」ということで、私どものAチームは進めていくことになっています。それとともに、1つ具体的の推進の取組として「ヒューマンライブラリー（仮称）の創設」があります。これにつきましては、3か年で、特にヒューマンライブラリーの創設を今年度中に行い、次年度には実証実験及び検証して、3年目には本格運用されるようにすることを1つの課題としております。

資料2-1のところで、そのようなやりとりが記されています。こちらがレジュメになっています。私どものワーキングAでは、基本として大柱「理解を深め、権利を護る」というところ、特に中柱の「相互理解の強化」を中心にしながら、（仮称）ヒューマンライブラリーも検討し、同時に「差別解消の推進」と「権利擁護の取組」を充実していくことについて進めていくことを確認しています。

その際、障害というものが多様であるということ、チームの皆様とも確認し、一人一人の違いもあって、障害についてすべてを理解することはとても難しい。では、社会的に何をどう理解するのか、単に障害の不自由さを知るだけではなく、その時にはいろいろ

ろな言葉が出ていましたが、一般的な言葉で言えば「心のバリアフリー」につながるような理解を行なえるようにし、表層的な理解にとどまることのないようにしていくことが大事だと確認しました。

また、障害福祉では共生社会と言ってきましたが、政府全体で「地域共生社会の実現」というところで、施策方針も法律の部分も変わってきていますので、当事者による当事者の思いを伝え、理解を促進するための（仮称）ヒューマンライブラリーの中を実践的にするものとして福祉教育があるので、そうした手段を生かしていくことが有効ではないかと確認しました。

当日は八木井委員さんが（仮称）ヒューマンライブラリーのような実践として、専門学校で取り組まれた事例を聞かせていただき、私から埼玉県でのヒューマンライブラリーというのは、他のワーキングチームの方たちにも説明を簡単にしなければいけないかもしれませんが、日本の中でも学会をもって進められているところがあります。ただ、それらについては、今、日本の支部では動いていないという状況です。もともと、人を貸し出す図書館ということで、いろいろな偏見を受けやすい方たちが一般の人たちと対話をしながら理解しあうということで、世界70か国以上で開催されて、日本でもそういった学会が設立されました。現在、そこの中心研究所が機能されていないということであり、こうしたすでに枠組みがあるものを、後追いで位置付けていくことが、埼玉県という行政機関で進める部分では、言葉の使用や、概念を基本としながらやるということであれば別ですけども、その辺は慎重にやったほうがいいのではないかと。先ほどおっしゃったように、日本の中では、国の方でも障害の計画でも言葉が記されています。こうした中で考える、福祉教育という文脈から見るができることで、私からも現在の実践についてご紹介させていただきます。

それについては、これから委員会の中でも、仮称の扱いをどうするのかということもありますが、基本とすると、埼玉としては、障害当事者による授業や講演等を促進するために、講師などの情報を提供できるようなものを示していこうと。ここを1つの基本としながら、（仮称）ヒューマンライブラリーを機能させていくということ、皆さんやワーキングメンバーとも共有していきます。

ただ、埼玉の福祉教育の場合は、埼玉県の社会福祉協議会を中心としながら、当事者を含むネットワークが現在あり、すでに講師派遣制度は運用されていますが、ワーキングの中からも、福祉の視点だけではなく、教育の視点を入れるということで、県の教育委員会、

義務教育課、総合的な学習の時間を担当する部署もありますし、特別支援教育課もありますので、そういったところの連携を。あとはこちらの障害者施策推進協議会もありますので、そうしたところと連携しながら進めていくことが大事ではないかということを確認しています。

県行政としては、これから新たな時代を作っていく、児童、生徒、小中高校生を対象、コアターゲットとしてみていくということですので、学校を中心に進めていくことが視野にあるのですが、ワーキングの中ではそういった子どもたちだけではなく、大人たちへの啓発の必要性も示されました。これからの生涯学習の部分でも生かしていく必要性が確認されました。

この前の期で、ガイドブックの作成もされていますが、なかなかそれらが活用、周知される部分も大事です。その点についても検討していかなければいけないと確認しました。

皆さんの中では、当事者として障害理解を進めていくことが、とても大事だという意見がありました。そういう話をして、ヒューマンライブラリーの部分の相互理解の強化を図りながら、差別解消、権利擁護へと。それらを次回整理をして、ヒューマンライブラリーの具体的な推進として、次年度に向けてどのように進めていくか。その部分の実証実験については、私もすでに自分の大学で特別支援教育の教員養成をしている学科があるので、そちらと協力体制を作りながら、担当の教員たちと話をしていますので、次年度の実証実験の1つとしては、公開講座という形で、関係者と実施して、実証の成果を見るという準備をさせていただき、3か年の取組をつなげていきたいと思っていますところ。Aチームは以上です。

ではBチームの報告をお願いします。

(曾根委員)

Bチームリーダーの曾根です。

まずBチームの課題は「障害者の地域生活の充実・社会参加の支援」「障害者の就労支援」の2つです。施策番号でいうと、33～196という、163項目という非常に大きく記されています。

サブリーダーには関口委員にお願いすることになりました。

ワーキングで出た意見について。まず「障害者の地域生活の充実・社会参加の支援」では相談支援体制の充実について。グループホームに関する関心が皆さん非常に高く、グ

グループホーム整備を推進していくということで、グループホームが急激に増えている状況にあります。小規模の事業所も増えてきている中、グループホームの質の問題が出てきているのではないかとということで、質の向上をどのように進めていくのか。研修などですね。あるいはグループホーム同士が連携してお互いが評価し合うなどいろいろな方法が考えられると思います。そのような量を増やしていく問題と、質を確保していく問題。あとは人材確保について。なかなか採用したくても、人が増えないというもの。それらが課題だというご指摘がありました。

それから入所施設から地域生活への移行についてもご意見がたくさん出ました。入所施設から地域生活へ移行する場合、次の住まいであるグループホームの確保も当然必要となってきます。これはグループホームの課題とは切っても切れない関係になります。それを進めていこうとするときに、土日、祝日、日中の部分、ここは通所施設には代えられないわけですが、このグループホームの報酬の中に、日中対応の部分が含まれていません。基本は、土日は自宅に帰ることを原則としているグループホームがまだまだ少なくないという現状があります。そこが解消されないと、実質的に地域移行しても、土日、日中はどう過ごすかとか、あるいは家族のもとからグループホームに自立したとしても、結局は帰る家がないとグループホームに居続けられません。そういったことが起きるのが課題だとあげられました。

聴覚障害の方の話について。手話通訳の人材を増やすべきというお話でした。またコロナ禍でテレワーク体制が増えて、聴覚障害の人が情報が入手しづらく、適応できないという指摘がありました。

ただ、手話の関係については、埼玉県の手話言語条例に基づいた手話懇話会が別途設置されているようです。そこでの課題と重複する内容があるため、中心的にはその懇話会できちんと議論していただき、そこで盛り込まれていないような課題についてBチームで対応するという交通整理をしていこうとなりました。

入所施設については、今、こちらで進められている地域生活拠点が課題であるという話もありました。

あとは地域移行を着実に進めていくためには、県がただ目標値を示しただけではなかなか進まないということで、具体的には市町村の計画の中でも地域移行の目標値が策定されていますので、それを実効的に進めていただくためのなんらかの仕組み、市町村にきちんと取り組んでいただいたことを県へフィードバックできるような、そのような具体的な仕

組みを作っていくというご意見もありました。

次に、就労関係について。民間企業の雇用があるのですが、当然社会福祉法人も法定雇用の対象になっています。その雇用をむしろ率先して進めていくべきだというご意見がありました。雇用の拡大、優良企業の優遇策も計画に入っていますが、それらを着実に進めていく必要があるというご意見もありました。

発達障害、知的障害の方に対する企業理解が、まったく進んでいないんじゃないかという意見もあり、そこを進めていく必要があるとなりました。

ジョブコーチやジョブサポーターの配置を進めていき、発達、あるいは重度の人が一般雇用にしちんと適用できるような支援策が必要だという意見がありました。

それから、雇用面での合理的配慮については、障害者差別解消法以前に障害者雇用促進法の中で義務化されています。そういう部分で企業に合理的配慮の提供の義務を伝えていくことも必要だというご意見もありました。

県職員の法定障害者雇用を進めていく課題も中に入っていると思います。難病患者の方の就労が進んでいないというご意見もありました。これについて県の雇用に関する課が積極的に取り入れていくべきではないか。あるいは就労支援センターについて、難病患者の支援が対象とされていないのではないかと、という意見がありました。これについて対策や施策を強化していくべきというご意見がありました。

いわゆる中ぼつセンター、そちらを経由して企業へ就労している方が減少傾向にあって、むしろ就労継続支援B型で定着している人が多いのではないかとという意見がありました。その実態があるかどうかをデータを含め、まずは把握していこうとなりました。難病患者の案件については、日内変動があります。難病患者は症状固定している方ばかりではありませんので、症状の変動についても、企業理解を深めていくべきだというお話がありました。

聴覚障害の方の関係で、企業の採用面接のときに手話通訳がきちんとつけていないという実態もあるということでした。採用面接の中でもきちんと合理的配慮を行っていくことを周知していくべきというご意見もいただきました。

実際に障害者雇用を進めていくにあたって、就労関係の連絡協議会のネットワークづくりも重要だという指摘があり、その中で合理的配慮もきちんと啓発していくということでした。

あと、最近注目されている農福連携について。これらも重要であるという指摘がある一

方、一連子会社で農業をやって、その畑を企業の一連子会社として切り売りしている。言い方が適切でないかもしれませんが、法定雇用率を売るといような事業形態があります。これは、いわゆる障害者雇用をしてまともに働くという理念の設定とかの見本も表明されました。これについては、今後少し注視していく必要があるという意見がありました。

それから、重度障害者等就労支援特別事業について。これはれいわ新撰組の二人の重度障害者が参議院議員になった時に、より重度の人が働けるように施策を充実していこうとして生まれた施策です。こちらについても企業にもしっかりと周知し、実際に活用されていくようにしていきたいという意見もありました。

最後にeスポーツについて。これは（5）で審議されるもので、詳しくは説明しませんが、新しく生まれた、インターネットを介してゲームをプロスポーツ化していくというものです。オリパラの中でも競技にするという動きもあるようです。こちらについても、Bグループの課題として。できれば6期計画に追加する形で取り上げていく方向で検討していこうとなりました。

以上です。

（佐藤会長）

ありがとうございます。引き続きCチームお願いします。

（大島委員）

おはようございます。Cチームのリーダーを務めております、埼玉県立大学の大島です、よろしくお願ひいたします。前回の協議会は欠席させていただき、今回が初めての協議会参加となります、どうぞよろしくお願ひいたします。

Cチームは、大きなテーマとして「共に育ち、共に学ぶ教育の推進する」、「安心・安全の環境を作る」があります。施策番号は297～317で、Cチームでカバーすることになっています。

非常に幅広い内容となっています。例えば「共に育ち、共に学ぶ教育を推進する」という部分でいいますと、「1 障害のある児童生徒の教育の充実」や「2 自立できる力の強化」が大きなテーマの中に柱として設立されています。

また「安心・安全な環境をつくる」については、「1 療育体制の充実」「保健・医療サービスの充実」「3 福祉のまちづくりの推進」「4 安全な暮らしの確保」とあり、ここも療

育体制、保健医療からまちづくりまで非常に幅広い内容をカバーするというチームになっています。

今回、長岡委員がサブリーダーとして入っていただくことで決定しています。

前回のワーキングでは、進め方ということで、今紹介したように幅広い内容をCチームが取り扱っていることから、全体をカバーしていく形で議論していくか、あるいはその部分を重点的にという議論の方向性を確認しました。皆様にご意見を伺ったところ、やはりコロナ禍ということもあるのですが、「安心・安全な環境をつくる」にある「安全な暮らしの確保」に、感染症や災害への関心を非常に強くお持ちの委員の方が何人かいらっしゃって、いろいろなご意見をいただきました。

今回「感染症対策の充実」ということで、新しく加えられたものがあります。コロナなどの感染症だけではなく、ほかの施策ともつながりもあるのではないかと議論していただいています。

あとは、Cチームで出た大きなものとして、今回計画を立てる前にパブリックコメントを募集して、非常にたくさんコメントをいただいて、施策の中でもトップクラスだったという話でした。このようなものなども見ながら、読み合わせしながら、今回の施策の方向性など考えていくことも必要だとなりました。Cチームでは次回のワーキングであった施策へのいただいたパブコメを各自委員さんに読んでもらいまして、今回Cチームに関連する部分、Cチームで議論の参考にできるもの、論点になりそうなところを各自拾い上げてくること。このチームの中では宿題という形で取り組むことになっております。

2番目にあるどのあたりにCチームでは論点に挙げていくかについて。感染症対策、コロナだけではないですが、今回もコロナの中でも、やはり施設へ入所している方が例えば検査や治療を受けられないといったような状況があるということもあり、住まいの場の確保、住まいの場の質というものがあります。ここはBチームの領域かもしれませんが、そことの関係性も、感染症対策に関連するのではないかと議論もありました。合理的配慮に関わるような観点も感染症対策において関連するのではないかと議論が出ました。このあたりは、「安心・安全」で議論する論点もありますし、あるいはBチームからCチームへの要望ということで、ここも検討していただきたいと。住まいのことで検討していただきたいという形で、要望、検討を依頼する形でもできるのではないかと。

ということで、前回の段階ではまだ具体的な段階までまとまっていませんが、CチームからBチームへ検討してほしいという依頼できる内容も整理していきたいという議論にな

りました。

あとは、「安心・安全な環境を作る」部分について。地域療育や相談支援などの整備ということで、療育体制の充実で発達障害児・者の支援のあたりが施策を非常に検討していくうえで重要だと挙げられました。ただ教育については、特別支援課などの教育の施策との兼ね合いもあります。全体像を把握しつつ、今、この障害者支援計画の中でどのあたりを重点的に施策として取り上げていくべきかを、レクチャーを受けることも必要だというご意見が出ていました。

なかなかこの分け方の中ですべてをカバーすることは難しいです。この計画がこの施策でカバーできる部分、支援できる部分が何かという交通整理も非常に大事だという意見もあったと思います。

その他、教育についてはインクルーシブ教育や研修をどうしていくか。特別支援学校の児童数の増加について、学校の設備や支援体制、設置基準についても施策の中で検討していく必要があるというご意見もいただいているところです。

ということで、非常に幅広い内容でしたので、前回ワーキングであげられなかった論点もありました。例えば「福祉のまちづくりの推進」の議論も、前回できませんでした。また教育の中でも、高等部教育の話も一部出ましたが、まだ食い込んだ議論には至っていないところだと思います。

あと「保健・医療サービスの充実」に関しては、感染症対策や災害関係の対策へもほぼリンクするという議論がされていました。

まだ、どこの施策を重点的に、どこに焦点を絞ってというところまではいっていませんが、それぞれの問題意識を共有し、次回までにパブリックコメントを事前に読み、論点を拾い出すという宿題も出ていますので、次回より具体的な形で議論していきたいと思っています。

Cチームからは以上です。

(佐藤会長)

今、A、B、Cそれぞれのチームから、資料2-1～2-3をリーダーから提示して、説明いただきました。今、検討状況の確認が協議会で共有させていただいたところです。これを踏まえて議事の3の意見交換ということで、それぞれのワーキングチームの報告、それぞれに対しての質問や要望、また、A、B、Cの中で関連する部分もあります。おそ

らく調整が必要になることもあるかと思えます。皆様からのご意見をいただいて、意見交換をしたいと思えます。いかがでしょうか。ご意見がありましたら、挙手をお願いしたいと思えます。

膨大な施策体系を記された内容を、それぞれのチームで議論していただくわけですが……。はい、どうぞ。

(小野寺委員)

きょうされん埼玉支部の小野寺と申します。

今回のというか、今後に向けてのことも踏まえてお話しします。今、障害者総合支援法の見直しが議論されています。私たちの団体での動向で、グループホームについてかなり厳しく見直しされるのではないかと。特に軽度の方たちのグループホームの利用がかなり報酬含めて難しくなっているんじゃないかなということが取りだたされています。

せっかく検討している埼玉県の6期計画が国の施策の変更によって下がらないように、そして利用者が不利益を被らないようにと、1つ訴えさせていただきたいです。よろしくお願ひいたします。

(佐藤会長)

ありがとうございます。先ほどBチームでも話題の部分でした。何か、ご意見はありますか。

(曾根委員)

どういう方向で見直しが進むかというのは、前回の障害者部会でも少し意見が出たと聞いていたところなんです。

今、本当にグループホームの実態が幅が広いということでした。例えばマンションのワンフロアを全部改築して、それぞれ個室に住んでグループホームにしているものもあります。賃貸アパートを1棟借りして、その1室を共有スペースという形でグループホームとして運用しているところもあります。過去はグループホームの実態調査があったのですが、ほぼほぼセラピーが関わっていないという環境のところも実はあったのです。

ですので、やはりこの場で検討しなくてはいけないのは、ご本人にとって必要な支援がきちんと提供されるかどうか重要です。グループホームの形にこだわるよりも、

住んでいる人が必要な支援をきちんと受けられることを中心にして、考えていくことが重要なという、いま発起した感想なのですが。すみません。

(佐藤会長)

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。はい、では宮野さん。

(宮野委員)

埼玉県難病団体協議会の宮野といいます。こちらの一覧表を見せていただいて、新たな予算が書いてあります。これちょっと質問よろしいでしょうか。合計が一番最後のページに、「338893956」とあり、千円の単位で書かれています。すると、3388億円の予算になっているわけですね。それ以前の・・・えっと、わかりますか、最後の部分「338893956」とあります。前回の資料が手元にあるのですが、この合計、6月時点で仮の予算の合計が2648億です。「264857657」でこれも千円単位です。ここで750億円も上がっています。私は今まで考えたことがなかったのですが、予算というのは施策が増えたこともあると思うのですが、増えたわけですね。この予算はどこからくるのでしょうか。施策が増えたから予算が後からついたのか、予算がついたから施策が増えたのか。こういうものはどうなっているのでしょうか。すみません、少し不安に思ったので・・・。

(佐藤会長)

本来であれば、ワーキングチームの検討結果報告の意見交換の場ではありますが。

(宮野委員)

そうなんです。

(佐藤会長)

施策体系の具体的な、推奨するところでは、予算組ということがあるので、そちらの確認について。よろしいでしょうか、質問がありましたので。

(事務局)

前回の第1回協議会でお配りしている資料について。第5期の施策で出ているものの、令和3年度の数字です。そして今回お配りしたのは、6期です。新たに内容が全然・・・全然というわけではないのですが、施策自体が変わっていますので、そのあたりで予算が近似値にならないということかと思います。

(佐藤会長)

質問は、この予算をどこから捻出しているのかということですよ。

(宮野委員)

はい、すみません。予算というのは・・・。この質疑に関係なくて申し訳ありません。すごく疑問に思っています。ここにある予算は、どんどん減らせるものではないと思いますが、今回非常に増えているというのは、埼玉県が福祉にすごく力を入れて予算を増やしていくという形でよろしいでしょうか。

(事務局)

こちらの表について。施策本数が増えている説明のほかにも、重複している施策で予算が複数計上されているものもあります。単純合計がいわゆる予算の総額ということではないのです。そこをご理解いただければと思います。

施策本数が増えていることで増加しているということ、またこの予算は積み上げではなく、施策ごとに当初予算を載せていますので、その分ふくらみが生じているということで、ご理解いただければと思います。

(宮野委員)

私自身も勉強不足でわかっていないのです。そのようなことを聞いて、適切かどうかわかりません。いろいろなことを私たちが必要だと議論していく元というのが、やはりお金のことがあります。それらは全く考えないで、いろいろな意見だけ述べて、施策を増やすということではないと思います。私自身もこれから理解していきたいなと思いました。すみません、まったく違う話でした。ありがとうございます。

(佐藤会長)

ありがとうございます。他、いかがでしょうか、A、B、C、資料に記された、そういう意味では……。では小材さん。

(小材委員)

埼玉県自閉症協会の小材です。Bチームの方のお話の中の、発達障害について理解がないのではないかと。まさにその通りです。最近すこぶる目に付くのは、いろいろな助成金が出ますよね。それが3年で切れるということになっていると思います。ちょうどその頃になると、職場でジョブコーチ含め、発達障害の人達に、わざと仕事を詳しく教えたり、失敗したら叱責するなど。本人が「辞めます」と言うように仕向ける事例が少し目に付くんです。助成金目当てで雇用されているのかなと思います。

発達障害のある人達の就労については、埼玉県は丁寧に取り組みくださっていて、すごく期待していたところなんです。ジョブコーチさんなど一番味方になってくださる現地の方が、全く発達障害について理解がなく、その方が率先してひどい仕打ちをする、無理難題を言うなどが起きております。ぜひBチームで実態把握をしていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

(佐藤会長)

その辺は、事務局が今のご質問について何かありますでしょうか。先ほど曾根委員さんいろいろな調査の部分でお話いただきましたが。

(曾根委員)

実態把握となると、雇用関係の助成金が切れたときの退職率がどうなっているかが、1つの客観的な指標として使われるのかなと思います。退職に至った経過がどうだったかを詳細まで把握できるのかなと。もし具体的に小材委員がおっしゃったような事例があれば、場合によっては指導者による心理的虐待ということにもなりかねません。そこで止めないで、市町村に通報して実態を調査してもらうなど、そういった対応が1つあるかなと。辞めさせられそうになっていることに対する支援としては、あるかなと思いました。あとは全体的にそういうことがないようにと、啓発活動をしっかりやればいいのかと思います。

(小材委員)

研修の内容をもう少しやっていただきたいということと、あとジョブコーチの皆さんはアセスメントを学ばれるらしいのです。でも「現場できちんとアセスメントをしていますか」と質問すると「していない」と。そうなってしまうと、きちんと支援ができるはずがないのです。せつかく就労してこれからというときに、そういう仕打ちを受けることを……。おそらく調査すると3年ぐらいで仕事を辞めていたりするのです。そういう報告を受けます。調べてもいい、出てくるのかなと思います。

(佐藤会長)

事務局はいかがですか。

(事務局)

今の関係の調査について。全県という形では難しいと思いますが、県ではいわゆる発達障害の就労支援センターを3か所ほど設けております。これまでも就労の実績もあります。その方々がどのような就職状況であるかを、ある程度追っていきけるかと思えます。そのような所で調査をさせていただきながら、資料として出せるかを調べてみたいと思えます。

(曾根委員)

おそらくこれは、労働局マターのことですよね。すると県というよりも国の機関が数字を持っていないのかなと思いました。つまり就労支援助成金の対象になっている障害者が退職したかどうか。もし県の労働局でデータがあれば、ぜひ把握していただければと思います。

(佐藤会長)

行政相談などで、入ってきていると……。そっちから出ている場合もありますね。

では先ほどの事務局の回答も含めて曾根委員さんのご発言の部分で、調べられるところは確認いただくということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。では、はい、羽生田さん。

(羽生田委員)

障埼連（障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会）の羽生田と申します。Cチームです。よろしくお願いいたします。

Bチームについて確認ですが、グループホームは土日帰省があるという話がありました。これは入所施設もそうですが、障害者の暮らしの課題だと思います。土日は帰省が国の制度で条件になっているのかなど。親の高齢化などいろいろな条件で帰省できないという困ったことが起きています。

もともと、家に帰るということ自体、制度の中で親が含み資産になっていると思います。健全者が暮らしていて、土日に実家に帰るということがまずあまりないところです。なぜ障害者だけが土日帰省かという部分を考えてほうがいいと思います。

これは国の制度なので、土日の報酬もどうするかが難しいです。土日に、やはり入所施設、グループホームで暮らせない、日中のお金が出ていない部分はやはり押さえておいたほうがいいかなど。埼玉県でケアラー条例ができていますが、障害者の親たちも、子どもが生まれてから死ぬまでケアラーの役をさせられているのです。その視点からもとても大事な課題だと思います。

もう1つ。グループホームの利用者について。埼玉県が全国でもワーストクラスです。10万人あたり、下から3番目の利用者数なのです。何が起きているかを探らなければいけません。1つは、首都圏に近いところで家賃が高い、運営費が高いという課題もあります。一都三県でも埼玉県が一番利用者が少ないのです。首都圏で人口が多いところでは、単独の補助制度ができています。やはり利用しやすい条件を自治体で作っていくこと。そのあたり、なぜ埼玉県の利用者がワースト3なのかをぜひ探っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（佐藤会長）

ありがとうございます。その点は事務局・・・あ、はい。

（曾根委員）

いいでしょうか。

埼玉県のグループホーム利用者が10万人あたりではワースト3だと。どのようなデータでしょうか。

(羽生田委員)

厚生労働省から出ている、先ほどもあった障害者総合支援法改正の中で出されている資料にあります。実は入所施設の利用者数も埼玉県は少ないのです。暮らしを家族で支えているという問題が、埼玉県は大きいかなと。

話が長くなりますが、入所施設について、国は削減する方針の中で、必要であれば作るとしています。埼玉県も2019年に3か所、毎年1か所ずつできて、今年も2か所できる予定です。

埼玉県は計画の中では、国が削減方針を持っているので謳えませんが、必要だということを押さえています。市町村からあがってきて、必要なのだということで。入所施設を整備している実態があります。

何年か前になりますが、知事が重度障害者にとって入所施設が必要だと、議会で発言しています。

ということで、埼玉県の方針は、計画には国の方針があるから実際に書けないが、実態を見ると、重度障害者にとっての暮らしの場は入所施設が必要なのだという考え方だと思います。計画の中でどういう表現ができるかはわかりませんが、全国でワーストクラスの入所施設、グループホームの利用者数を押さえながら、暮らしの場を考えたほうがいいと思います。よろしくお願いします。

(曾根委員)

今の件については、ご本人がご家族とずっと同居した後どこに住まいを移していくかと、困っている人がどれぐらいいらっしゃるかを把握することはすごく意味のあることだと思います。その方たちの住まいをきちんと確保していくこと、それは必要だと思います。ただその先が入所施設なのか、グループホームなのかは、少し議論が必要かなと私は思います。

入所施設が増やしていきましょう、ということにもなりかねないので、そこはもう少し慎重に進めるべきかと思います。

(羽生田委員)

わかりました。入所施設が地域ではないということについては、入所施設は閉鎖的で、日中何をしているかわからない所だということだと思います。今できている入所施設は法

人の考え方で閉鎖的にはしない、日中もきちんと労働しようというところがいくつもあります。

制度で何が足りないかという点、外に出られる支援を入所施設は使えないのです、移動支援、同行援護など。そういう制度の問題もあります。グループホームではなかなか正規職員を雇えない。夜だけの仕事を地域の高齢者などが世話人として支えています。入所施設は3交替など交替制をとれるので、正規の職員が置けるという機能があるのです。その機能は重度の障害者にとってとても大事です。やはり理想はあると思うのですが、今ある制度をどう使うかだと思います。

(佐藤会長)

ありがとうございます。今のご意見について、事務局から何かありますか。

今のご意見を参考に……。では、曾根先生のほうでは、先ほどの冒頭のグループホームの質の問題がありましたし、入所施設についてのご意見もありました。それとともに理解のところでご教示いただいて、聞き取るということで、よろしいでしょうか。

事務局のほうでも、羽生田委員のご意見で確認できることがありましたら、よろしくお願いたします。

では山中委員さま。

(山中委員)

埼玉県精神障害者家族会の山中です。よろしくお願いします。

私はAチームでした。グループホームの話聞いていまして、いろいろな所に一般の企業、民間との連携が入っていますね。私たち地元の社会福祉法人も小さなグループホームを持っているのですが、夜間や休日対応が、今職員が1人張り付いて全部対応してくれていました。土日や夜間の全部です。それがいろいろな関係で職員の手が回り切れなくなり、夜間や休日をアルソックだったか、民間の警備会社と提携したということでびっくりしました。

そういう所にアルソックなどがきちんと対応できるのか。ただその方たちはいつも張り付いているわけではなく、電話対応だけになりかねません。

その辺の民間企業との連携について。スタッフ不足は常にありますので、増えていったときにどうなのかなと。これも1つの問題になるかなと思っています。

(佐藤会長)

ありがとうございます。本当に、このグループホームのことについては、みなさん意見していただきまして。

他はいかがでしょうか。はい、長岡委員。

(長岡委員)

埼玉県発達障害福祉協会の長岡です。

今、入所施設、グループホームの話がありました。私は事業所の団体の代表であり、自分のところも入所施設です。

グループホームの土日の話がありました。土日に帰るべきなのかが、事業所の都合でそうなっているだけだと思います。今、さまざまな事業主体がグループホームやいろいろな事業、ホームに入っている中で、営利を出さなければいけない状態のところは、営利を中心に考える方向のような話合いをしたいと思います。また入所施設は第一種社会福祉事業で、社会福祉法人でなければいけないこともあります。先ほどの移動支援などいろいろな部分を、積極的にこれまでも進めていきたいというのがあると思います。

事業所の立場で地域をみていくと、ここ数年で非常にいろいろな事業主体の参入があります。ちなみに私はサービス管理責任者と養成研修に携わっています。過去社会福祉法人が6割とかそれ以上参加していた研修が、すっかり逆転しました。社会福祉法人以外が6割以上という形になっています。年に何度もある研修もありますが、知らない事業所がすごい勢いで増えてきている感じがあります。

羽生田さんのお話にもありましたが、結局事業所の数が増えるということは、それはそれで目指すべきところでもありますし、数が増えることによって互いに競争の原理も発生するでしょうし、質につながってくると思います。数と質の話は切り分けて対策を検討してもいいと思っています。

今のサビ管研修は、基礎研修、実践研修、更新研修という3つを受けなければいけません。それぞれの研修は年間1000人見越して、3000人……。令和元年度から始まった研修体制の変更ですが、それまで3倍の研修が増えて、受講者も増える中で、埼玉県として1つ研修体系の部分をしっかりと考えないと、質を担保する、質を支える人材育成システムについて埼玉県は非常に弱いのではないかと。今、いろいろなところで、地域計

画、就労支援にしろ、支援者の質の問題につながる部分について、それぞれのワーキングチームの中で人材育成の在り方がどこかにしっかりと組み込まれてもいいのではないかと思います。

また、山中委員からもあったように、これは一概に悪いこととは言えないんだと思います。ソーシャルファウンドの話と同じように、警備会社と提携してという。つまり民間の株式会社などの参入が多い中で、いろいろなビジネスモデルが入ってきています。それは利用される立場にしてみたら、選択肢も広がりますし、いろいろな形態があって、今までできなかったことができるようになるかもしれない。けれど、すごい勢いで変化していく中で何が起きているのかが、私などにもさっぱりわからなくなることがあります。そういう意味では、ただ育成するだけではなく、こういう県の会議や市町村の自立支援協議会できちんとつながりながら把握するという仕組みも大切なのではないかと思います。以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。人材の育成については、専門職の人材はBのところになりますし、AとCでは子どもたち、一般の事務員向け等、教育に係る研修を受けるなど、毎日のところでは子育て支援とかそういった部分での広報活動含めて、一般の方に知らせていくという役割があります。

特に今のご指摘のところでは、人材について、Bからは何かありますか。

(曾根委員)

長岡委員のご指摘のことは、全国的に言われていることだと認識しています。埼玉県が特別、人材育成に弱いということもないんじゃないかなというなんです。ただ、3時間研修だけで人材養成ができるって、間違ってると思うんです。やはり実務に就いた後のフォローアップの問題や、あと監督ですね、きちんとやっているかどうか。

このようないくつかを組み合わせていかないと、なかなか質の向上や維持は難しいと思います。

監督するにしても、すごく事業者数が増えた中で、指定申請を周知するだけでもおそらく行政も手一杯の状態になっています。あちこちの行政の人から聞くんですよ。埼玉は少ないというお話がありましたが、数としてはおそらく急激に増えていると私は思います。

それはおっしゃったように、民間がどんどん参入してきて、都内の人を連れてきてしまっているわけです。そういったことを考えて、どういう体制をとっていくか。これを3回のワーキングチームで議論しきれるか(苦笑)。これを現実の問題として考えざるを得ないのですね。

なので、本気でやるのであれば、ワーキングチームではないところでの仕組みを考えていかないとダメなのではないかと、これが率直な感想です。

(佐藤会長)

Cのところでは専門職ということで、何かあればお願いします。大丈夫ですか。

Aは特に、当事者がいろいろな立場の在り方を伝えていける機会をつくり、それを聞ける場を作っていく、そのような人材教育をしてもらえるベースを作っていく、皆さんがおっしゃったような条件を加味しながら。どうしても障害者施策って当事者中心になって、一般の方たちへのご理解を進めることが弱くなりがちでもあります。その辺も配慮しながら、確認をして進めていきたいと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。先ほどの関連ですか？関連であれば、先によろしいでしょうか、長岡委員。

(長岡委員)

続けてすみません。今、曾根委員がおっしゃったとおりで、研修の仕組みが1つ、2つあれば質が向上するかというと、監督の話も今、曾根委員からありました。私たちの地域がこの業界団体で、そのあたりで比較的スムーズに回っているなという部分の話は、地域の自立支援協議会と関連して、そこでいろいろな事業所とのつながりを持ちながら、事業所に対していろいろな情報を伝えたり、いろいろな取組にも巻き込んだりと進んでいる地域だったりします。

そういう意味で、今、県の会議で話している部分と、もう1つは地域の協議会から発信する、ボトムアップの進め方をうまく融合、連動するような議論があってもいいかなと。今、地域で起こっている自立支援協議会について、その仕組みがどうなのかという議論が起こっていくきっかけにもなるんです。地域でネットワークを考えるきっかけになる仕組みが国からも出される、そういうタイミングではこういう話がしやすい場かなと。先ほどの人材育成システムをもし考えるのであれば、県だけで考えるのではなく地域の中でどう

やってこういう意識をもって取組をやっていくかという話もしたほうがいいと思います。
以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。では小材さん。

(小材委員)

埼玉県自閉症協会の小材です。小野寺さんのお話にあった人材育成の在り方について関連することです。発達障害については、本当に県の一生懸命いろいろな研修をやってくださっています。平成22年、23年あたりからずっとやってくださっているのですが、残念ながらうまく機能していない。それは、研修の質、人材育成がうまくいっていないのだろうなということがあります。

そこで私たちが最近危惧しているのが、レッテル貼りで終わっていることがすごく目につくのです。幼稚園、保育園に通われると、保育士さんや先生たちから「お宅のお子さん、もしかして」と言われるそうです。言った後に、研修を受けた内容を実践してくださってれば、幼稚園、保育園に通えるはずなのです。けれど結局「病院へ行きなさい」「診断書もらいました」「じゃうちはダメですね」と退園を迫るなど。せっかく研修をしてくださっているのに、やはり質が……。具体的にどうかかわりをすればいいかなど、発達障害に長けている方でないと説明できないと思います。

また強度行動障害の研修も心配していたのですが、やはりまったく強度行動障害の方と接したことがない、企業に委託をされているのです、検証研修とはいえ。そうなってしまうと、強度行動障害の研修を終えて、計画をたて、それを実践していくことが実証されれば加算がつくことになるのですが、実際にやっているところを監督する、見る人はどこにいるのか。今、実際にやっていないのに加算だけもらっているところがたくさんあります。

せっかく人材育成の研修やプログラムは埼玉県にはたくさんあるのに、質がうまく確保できていません。うちの会は再三それを言っているが、なかなかそこが難しいです。

またいろいろな法人さんが手広くやっというところ、まったく発達障害の特性を理解していない方が、たくさん事業やっというところもたくさんあります。私たちの子供は学びなおしができないのです。他の障害の方と違って「ここまでダメだった、じゃ学びなおしましょう」というのができにくい子どもたちなのです。結果、それで強度行動障

害になったり、障害を抱えることになります。本当に人材育成のところは丁寧にやっていただきたいと切に願います。

6期までにそのシステムがうまくできればと思っています。よろしく願います。曾根先生よろしく願います。

(曾根委員)

よろしく願うことができるか・・・。

(佐藤会長)

おそらく今のことは、一般の方にちゃんと認識していただかないと。専門職だけで、その質を高めるのもそうですが、やはり一般の方たちの関わりで・・・。また民間のところに合理的配慮が入ってきています。行政機関も差別解消と合理的配慮の関係で研修が始まってきています。さらに民間のところでもそういったものが導入されていきます。トータルで見えていかないと、システムづくりへは・・・。ここでいうと、A、B、Cがちゃんとそろって機能させていくことが、大切だと思います。ぜひ大きな課題ではありますが、委員の皆さんのご協力いただきながら、進めていきたいと思っています。

曾根さん、何かありますか。

(曾根委員)

やはり研修で教わったことをやらない責任が誰にあるのかを、考える必要があると思います。やらないことを全部行政の責任だとは思わないと思います。やはり事業者がやるべきなのです、当然のことです。それをやらないで、平気な顔をして加算を受け取っている、悪徳な、というか(苦笑)、質の低い事業者が増えていることを取り締まることをしていないのが、行政の責任だと思うのです。

やはり自覚をきちんと高めること・・・。管理者要件がないのは一番問題だとずっと思っているのです。だれでもなれてしまうので。少なくともサビ管は研修を受けなければならないのですが、管理者は誰でもなれちゃうのです。仕組みを解決できるとしたら、そういった部分かなと思います。

だからよく考えてみると、精神論で言ってもダメだと思うのです。

(佐藤会長)

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。はい、山中委員さん。

(山中委員)

山中です。その話と全体とで絡みについて。講義だけでは絶対にわからないことがあります。1つは「障害のある方と友達になってください」と私はよく思うのです。だいたい社会のトップの人って、障害者の友達がいない。どの障害でもいいんですが、生きづらさを抱えている人と友達になれた、そこから他の障害に対しても理解が深まります。だから、ヒューマンライブラリーについて、私もチームに入っているのですが。障害者・・・なんというんでしょうか。講義にいつてお話を聞きましたというだけで終わりそうな感じがします。その先をもっとく давайте、「障害者と友達になってください、友達を持ちましょう」というのが、教育の段階からも関わってくると思いますし、ヒューマンライブラリーへのとらえ方、在り方というもの。もう少しそういう視点で考えてみたいなど、私は今思いました。

(佐藤会長)

山中委員さん、ぜひワーキングでもおっしゃっていただきたいです。本当におっしゃるように、Aでは仕組みをつくる、情報の提供のツールを作ることが1つテーマになっています。それをして進めていくということになります。今のご発言も大事だと思います。また長岡委員さんがおっしゃったような、自立支援協議会をちゃんと、曾根さんと雑談の中で話していたのですが、実際に作る計画のところでは、なかなか自立支援協議会の回数が・・・。要するに一番状況を知っているのは、自立支援協議会です。目の前の状況をよく把握されていますので、今の部分で共通することは、地元の身近なところからちゃんと推進していくと、うまく・・・、その部分を大事にしながら、施策を考えなければいけないことだと思います。

なかなかハードルとしては、いきなり友達は難しいかと思いますが、「知る」という機会から徐々につながるという部分を、一般に伝えていくことに必要だと思います。ぜひ山中委員さんもAでもご発言いただきたいと思いますし、そのような所での啓発とともに、育成、理解へつながっていくことを大事にしていくことが必要だと思います。ありがとうございます。

他の委員からは何かありますか。よろしければ、今のご意見とそれぞれA、B、Cのリーダー報告も確認していただいていますし、各委員の皆さんも所属されていますので、これ以降、2回目ワーキングがありますので、その中で議論を深めていただき、次回協議会のところで共有させていただきながら、施策の運営に反映していければと思います。

(曾根委員)

Bチームが大きい……。

(佐藤会長)

そうですね、Bチームは容量が多くて、すごく具体的な部分が……よろしいですか。では意見交換のところでもよろしければ、議事を次へ進めたいと思います。

前回でお話もありました、「(4) 旧優生保護法一時金支給法に関する取組状況について」を事務局から説明をお願いします。

(事務局)

前回第1回施策推進協議会のときに、曾根委員から「旧優生保護法一時金支給等の現状がどうなっているかを説明してもらいたい」というご要望がありました。今回、こちらの事務を所管している健康長寿課に来ていただき、説明してもらいたいと思います。

(健康長寿課 岩崎)

健康長寿課の母子保健担当の岩崎と申します。私からは「旧優生保護法一時金支給法に関する取組状況」につきまして、説明させていただきます。資料3をご覧ください。恐縮ですが、着座にて説明いたします。

取組状況を説明する前に、旧優生保護法における埼玉県内の手術の状況等について簡単に説明いたします。埼玉県内で行われた手術件数は資料の表のとおりです。

3条について1件と記載しております。これは本人同意のみの案件です。県の審査会で審議する案件ではございませんでしたが、県の審査会の審議案件として挙がってききましたので、こちらにつきましては限定という形で対応させていただきました。

次、4条。国の資料では399件、県の資料では373件となっています。埼玉県保管している資料はすべてそろっているわけではありません。一部の資料しか残っていないの

で、若干の差異があるものです。

次、12条について。先ほどの4条は本人同意なく執り行える手術のことで、12条は本人の同意が必要な手術です。国の資料では6件、県の資料では1件。

それぞれ合計で405件、375件という数字を把握しています。

国の資料につきましては、毎年各都道府県からその年に行なった手術件数を報告しています。その数字だけを保管していたものです。数だけの把握をしている状況です。埼玉県におきましては、優生保護審査会において審査をした案件、お名前、年齢なども把握している資料から抽出した数字です。

続いて、時期について。旧優生保護法は昭和23年から平成8年まで執行されていた法律です。埼玉県で行なわれた手術は、昭和24年から昭和56年までの33年間に行なわれていたと記録が残っています。特に昭和29年から昭和38年の10年間に集中して行なわれていまして、319件、全体の8割近い手術がこの時期に行われていたものです。

次「(3) 男女別、疾患別、年齢別」について説明します。「I 男女別」では、県の資料の数字で、男性164名、女性211名。一般的に優生手術というと女性をイメージすることが多いかなと思いますが、実際には男性の比率も4割以上と高い件数となっています。

次「II 疾患別」について。遺伝性精神病は295名、約9割の方。遺伝性精神薄弱32名、9.7%の方。強度な遺伝性奇形2名、その他1名となっています。これは主に知的障害の方が受けたのかという印象が一般的ですが、精神的な疾患のある方が最も多く手術を受けた記録があります。

「III 年齢別」について。審査時点とあります。県の資料では残っている項目としてお名前と年齢、お住まいの市町村、性別、疾患名しかわからないのです。生年月日はわからないのですが、手術を受けた当時の年齢は把握しておりました。その審査時点の平均年齢28.8歳。現在だいたい年数がたっているので、計算しますと平均年齢が93.9歳と推測しております。内訳について。現在の年齢に換算すると、60歳代が1名、70歳代10名、80歳代105名、90歳代182名、100歳以上77名となっています。90歳代が最も多い世代となっています。

続いて、「2 旧優生保護法一時金支給法に基づく相談・申請状況(令和3年10月1日時点)」について。相談件数は138件、請求件数20件。うち認定された方が15件、不認定2件、審査中3件という状況です。相談件数は以上となっていますが、実人数は87人から相談をいただいております。この数は10月時点ですが、一時金支給法が施行され

た平成31年4月から現在までの延べ数となっています。

続いて裏面。「3 旧優生保護法一時金支給法の周知広報」の状況について。

(1) 広報では、県の広報紙「彩の国だより」や市町村の広報紙などへ報告を行なっております。その他県のホームページでも広報を行なっております。また医師会や保健所を通じて医療機関への周知も行なっています。その他、障害者支援施設、障害者団体などへのご説明、ポスター・チラシ配布なども行なっております。配布先におきましては、資料のとおりです。その他新聞広告は、昨年度から行なっております。朝日新聞、読売新聞、今年度からは毎日新聞、埼玉新聞も加え、新聞による広報を行なっております。ラジオCMでの広報も、昨年度からFMナックファイブを活用したものを行なっています。その他J-COMさんを使った動画の放送もして、周知しております。

デジタルサイネージを予定していますが、今年度行なう予定です。今、市町村など公共施設等にデジタルサイネージを導入している場所も多くありますので、市町村の労費などでデジタルサイネージを活用した動画を、今、編集中です。今年度中には市町村さんへも取組依頼を行ないます。県内のデジタルサイネージを所有している施設等で放送できるよう進めているところです。

一般的な広報については以上①～⑥で行なっています。こちらは初年度から行なっているもの、昨年度、今年度から始めたものもあります。そして⑦は今年度からのものです。

「⑦旧優生保護法一時金支給法の周知協力員」という制度を今年度から立ち上げました。こちらは、社会福祉法人や障害者支援団体などからご推薦いただいた方に県の講習会を受講していただきます。その受講していただいた方に周知協力員として認定し、障害のある方や関係者が10名以上集まる総会、勉強会、研修会、茶話会などなんでも構わないのですが、そういった場で旧優生保護法一時金支給法相談窓口についてご説明していただく。その活動を行なっていただく方をお願いしています。現在10名に協力員となっていていただきます。

こちらの制度を立ち上げたのが、一般的な広報、新聞、ラジオではなかなか伝わらない方も多くいらっしゃるのではないかと。障害のある方に近い存在の方であり、あるいは旧優生保護法に対する思い、優生思想に対する思いがある方、ご賛同いただいた方に周知協力員になっていただいて、身近な方たちにも旧優生保護法を理解していただく。さらに、新型コロナウイルス感染もありますので、県の職員が会に行く機会もほとんどなくなっております。当事者に近い方であれば、当事者の方が集まる勉強会あるいは保護者が集まる

会に参加していただいて、そういった場で説明いただくことを想定しています。説明の場などは、県から依頼する形になっていますが、むしろ周知協力員が自らの活動の場の中で、そういった場を見つけていただいて説明していただく。県からお願いしているばかりで、周知協力員に積極的に思いをもって取り組んでいただくことを、今年度から始めております。

続いて広報ではないのですが、「(2) 連絡先が分かる方への個別通知」について。全国で4つの都道府県で個別通知を行なっています。本県におきましても、申請件数が伸びない状況があり、検討しています。そもそも何名の対象者がいるのかを確認したいと思い、昨年度調査をしました。県で住所、名前、生年月日を把握している方は17名しかいらっしゃらないのです。そのうち1名がすでに一時金を受給されていましてので、残り16名の方につきまして、県の市町村へ調査依頼を行いました。結果、亡くなられた方や転居された方、所在不明の方もいらっしゃいました。この件につきまして、現時点の住所を確認することができませんでした。それで個別通知を送付する前に、県で対象者が把握できていないことがわかりましたので、県としましては対象者に届くような周知方法を引き続き行なっていきたいと、取り組んでいるところです。

報告は以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございました。ただいま資料の説明を、健康長寿課からありました。これについて質問、ご意見がありましたらお願いします。はい、田口委員。

(田口委員)

よろしいでしょうか。まことに申し訳ないです、まったく知らない素人で申し訳ありません。裁判で不妊手術の優生保護法の手術をされた方が、請求権がなくなったという判決が出たと思います。この一時金支給法というのと別のものなんですか。知らなくて申し訳ありません。教えてください。

(佐藤会長)

事務局よろしいでしょうか。

(事務局)

そうですね、田口委員からのご発言どおり、裁判の判決と一時金支給法は別のものです。一時金支給法については、国で当時の対応について深く反省したうえで、この一時金支給法の制度を作りました。これは議員立法でできた法律で、制度として立ち上げられたものです。裁判で、全国何か所かで行なわれているものについては、これとは別に当時、本人の同意なく手術をされたことに対する裁判となります。これは別のものです。一時金支給法におきましては、一律の320万円の一時金が支給される法律となっています。

(田口委員)

はい、ありがとうございました。

(佐藤会長)

はい、小野寺委員さん。

(小野寺委員)

きょうされんの小野寺です。6期の計画のところ、「2 障害者施策推進協議会からの提言」で、115ページで検討した部分について。「I 障害者の人権擁護の推進に係る取組み(Aチーム)」で、前回、述べられていたところです。今回のAチームの人権擁護に大きくクローズアップさせたところです。先ほどあったように一時金支給法と別のものですが、障害のある方の人権擁護というところについては同一になりますよね。先ほど田口委員からご質問があったように、全国各地で旧優生保護法の違憲訴訟が行なわれています。残念ながら、田口委員さんがおっしゃったように、あまりにも時間が長く過ぎてしまっていて。ただ、うちの方の裁判所でも「人権侵害、違憲ではあるが、ただし・・・」と簡単に言うと、時間が過ぎてすぎしまったために却下されていると。日本の歴史における最悪な人権侵害は見逃していた団体としての責任感もあって、バックアップしているところです。残念ながらどこも却下されていますが、この根源にあるのは、優生思想なんです。この優生思想が多くの人権侵害を作り出していることは間違いないです、津久井やまゆり園事件もそうなんです。ですからこの件について、一時金支給法は有期限なんです。ですから終わってしまうんです。しかし全然、支給してもらえの方が少なく出てしまうんです。そういう国の法律なんです。ですから各都道府県、県としてはこの一時金支給法を有期限で済

んだから終わりということにせず、我々のように人権擁護の立場にたったら、これを引き続き延長すると意見しなければいけないのではないかと、私の意見を述べました。以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。はい。

(曾根委員)

前回、こちらを質問したことに対して、こういった回答をありがとうございました。

今回の取組をお聞きしまして、実はこんなにしっかりと取り組まれているとは、本当に失礼な話ですが、思っていなかったのです。今、小野寺委員から法律の延長のようなお話もあったと思いますが、少なくとも今、国で決まった法律の中で、県の行政としてできることをあらゆる角度から詰めて取り組まなければという印象を持ちました。最初、個別通知は出さないというお話でしたが、実際に調べてくださいました。個別通知の送付先がわからないので、できないということですから。結果として申請されている方は少ないという事実はあるにせよ、そこに結びつく努力をどこまでできるか、本当に誠実に詰めて取り組まなければと感じましたし、反省をしました。ありがとうございました。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。はい、山中委員さん。

(山中委員)

確認ですが、「(3) 男女別、疾患別、年齢別」の「Ⅱ 疾患別」について。遺伝性とありますが、これは当時の資料でこうなっていたということによろしいでしょうか。

(佐藤会長)

事務局お願いします。

(事務局)

当時、埼玉県内では優生保護法審査会を開いており、その申請に対して適宜お伺いをし

ています。その際の申請資料の中で診断書が添付されています。その診断書の中にこの「遺伝性精神病」という表現の記載がありました。というのは、優生保護法の中に、別表という形で優生手術の対象ということで「遺伝性精神病」という表現が使われておりましたので、そのまま資料の中に転記しております。遺伝性となっていますのは優生手術の対象が遺伝性の障害に対する優生手術という思想です。基本的には精神というのは今の知的障害の方に相当すると思いますが、こちらについても「遺伝性」とついております。遺伝性のある方に対する手術を進めていくものなので、このような表現になっていると思います。

(山中委員)

わかりました。優生保護法の条件からさかのぼってというか、そこを原点として遺伝性となったということですね。

(事務局)

おっしゃる通りです。

(山中委員)

それから、私たちの仲間がこの10人のうちの1人です。いろいろなところだと、話をすると、いろいろなお話ができるのです。もちろんできるだけ多くの方に一時金が支給されることは大事です。こういう活動を続けることも1つの啓発活動になると思うので、これはぜひ続けていただきたいなと思います。以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。はい、関口さん。

(関口委員)

埼精社協の関口です。私自身、周知協力員をさせていただいているのですが、これまで感じていることをお伝えしたいと思います。

まだまだ看護の方とか、医師、精神科領域にあたる方々にどう周知するかということで、なんとかさせてもらっていたのですが、看護の方がこの制度を知らない。実際に精神障害者を病棟でケアする方々が、こんな制度があったのか、というぐらい知らないとわかりま

した。もう1つは、かなり抵抗勢力もあるのです。この周知の「ご案内をさせていただきたい」と話をしましたら、「それはちょっと、いろいろな問題が生じるので・・・」と。どこかとは言いませんが「問題が生じるので、遠慮させていただきたい」と遠慮した所もあります。そういう状況で知らない抵抗勢力があるということも、これから私たちが注視しながら、きちんと理解を求めていくことが必要だと認識したところです。以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。他、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。では「(5) eスポーツについて」事務局から説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

eスポーツについて説明します。資料4をご覧ください。Bチームのワーキングでも同じ資料で説明させていただいたところです。

6月の県議会において、議員の方からeスポーツの観点で障害者支援計画に記載すべきとの意見が出ました。県としてはさまざまな角度からeスポーツについてのご意見をうかがっていきたいと思っています。ではeスポーツの概要について説明させていただきます。

eスポーツとは、エレクトロニックスポーツの略称で、電子機器を用いて行う娯楽競技、スポーツ全般を指すものです。コンピュータゲームを使った対戦をスポーツと捉える際の名称となっています。各種操作においても、市場規模が爆発的に増加していることが報告されていまして、今後さらに伸びていくと思われま。

主な種類は資料右側にあるように多岐にわたっています。まず1番目「バーチャルスポーツ」について。自転車、ボートなど身体運動を伴ったり、野球、サッカーなどリアルなスポーツをモデルにしたゲームです。バーチャルスポーツはI O Cが2025年までにオリンピックで正式種目を目指しているもので、実際のスポーツに近いものです。フィジカルの強さ、競技への点数力が勝敗のカギを握ることが多くなるとみられています。

次、「シューティング」について。これは弾丸などの飛び道具で敵を銃撃するものです。またモンスターや人の場合もあります。コンピュータ相手以外にも、1対1の個人戦やチーム戦で対戦します。古くは40年前のインベーダーゲームなどが起源になると考えられます。最近のものは3D化されて、より突入感があるものとなっています。

次、「格闘」です。プレーヤーとコンピュータ、あるいはプレーヤー同士が操作するキャラクターが、主に1対1の格闘技やけんかで対戦するものです。コントローラーの操作など、指の反射神経を要するものです。

次、左下の「パズル」について。頭を使ってパズルを解いて対戦するものです。例にあるように「ぷよぷよ」「テトリス」、麻雀ゲームなどもあり、多岐にわたっています。この「ぷよぷよ」は全国都道府県対抗eスポーツ選手権の種目にもなっています。

次、「カード」について。規定のルールのもとにメンバーで1つの「デッキ」というものを構成して、勝敗を競うカードゲームです。アクションゲームのような細かな操作やコマンド入力はありませんが、将棋や囲碁のような頭脳戦であることが特徴です。優勝賞金1億円の世界大会なども開催されていることもあります。

その他資料には掲載しておりませんが、ロールプレイングゲームなどのさまざまなジャンルがeスポーツにはあります。以上のように、eスポーツには主に体力を使うもの、神経を使うもの、頭脳を使うものなどがあるというものです。

左のグラフを見てください。上のグラフは、障害者のeスポーツの経験のデータです。スポーツ庁の令和元年度の調査なのですが、eスポーツをしたことや観戦した、そのどちらもない方が87.3%と約9割となっています。下のグラフは小さくて恐縮ですが、障害種別のデータです。比較的eスポーツの経験が多くなっているのは、車椅子が必要な肢体不自由の方、視覚障害、聴覚障害、音声・言語・咀嚼機能障害の方々という状況です。

以上がeスポーツについての概要の説明となります。

(佐藤会長)

ありがとうございます。今の資料についてご意見、ご質問がありましたら、お願いします。はい、田口委員さん、お願いします。

(田口委員)

視覚障害者福祉協会の田口です。今、説明の中でeスポーツは視覚障害者にとっては、門外漢というか、全く入っていないのだろうなと私は考えていたのですが、今の説明で視覚障害者が増えているというものでした。その内容について、説明いただければありがたいです。

(佐藤会長)

はい、事務局、よろしいでしょうか。

(事務局)

この調査は令和元年度のスポーツ庁の調査で、その結果ということで、内訳がどうしてこうなっているかというところまでは把握できていないのです、すみません。

(田口委員)

視覚障害者が体験できるeスポーツがあると理解してもよろしいですか。

(佐藤会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

そのため、このような結果となっているかと想定されます。

(田口委員)

はい、ありがとうございました。

(佐藤会長)

他、いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。では、議題のところでは・・・あ、はい。

(曾根委員)

曾根です。Bチームのワーキングチームのところでは提示いただいたときに、7期計画に入れるというよりも、なるべく早く入れていくことを考えることだったと思います。そうすると6期計画の途中に追加していくことになると思いますが、それをオーソライズすることなのでしょうか。

(佐藤会長)

はい、事務局、その点、よろしいでしょうか。

(事務局)

そちらについては、今後の議論の中で検討させていただければと思います。

(佐藤会長)

それはBチームの中で検討するということですか。

(事務局)

こちらの施策推進協議会、ワーキングの全体の議論の中で検討させていただければと思います。

(佐藤会長)

ではこちらの協議会で次回、少し整理をしていただいて。

(事務局)

この後、11月にワーキングの2回目があります。前回の1回目ではあくまで「eスポーツはこんなものですよ」という説明にとどまっていた。Bチームの中で、それについてどうだという踏み込んだ話はできていませんでした。その議論があって、じゃ次どうするのかという段階なのかと思います。そこで挙げられれば、第3回協議会なのか、来年度第1回なのかはまだわかりませんが、そこに入れるべきものならば・・・、ということです。

(佐藤会長)

それで協議会で確認するということですね。Bチームのボリュームは相当・・・。

(曾根委員)

要するに手続きとしては、Bチームから提案する形をとるという理解でよろしいですか。

(事務局)

そうですね、そういう形をとりたいと思っています。

(佐藤会長)

ぜひ、ね。よろしいですか。

では次の次第「4 連絡事項 今後の開催スケジュール」について。事務局よりお願いします。

(事務局)

では資料7をご覧ください。次回以降の日程について連絡をいたします。

「1 障害者施策推進協議会の日程」について。第3回が来年2月18日金曜日10時～12時で、場所は県民健康センター大会議室Cとなります。よろしくをお願いします。

先ほど少し触れましたが、ワーキングチームの日程です。第2回目となります。Aチームは11月16日火曜日14時～16時に埼玉会館の3B会議室です。Bチームは11月15日月曜日10時～12時の県庁福祉部会議室です。Cチームについては訂正をお願いします。こちら11月11日と記載していますが、11月18日に変更をお願いします。場所は県民健康センターの中会議室です。日程について以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。今の開会スケジュールについては、みなさん各自ご確認をお願いします。

では皆様のご協力いただきまして、議事が滞りなく終了しましたので、事務局へ戻します。

(司会)

以上をもちまして、令和3年度第2回埼玉県障害者施策推進協議会を閉会いたします。委員の皆様、大変ありがとうございました。本日もありがとうございました。

令和3年10月26日

議 長 佐藤 陽

議事録署名委員 羽生田 千草

議事録署名委員 田口 茂